

フランス経済社会研究会

## フランス家族手当研究の論点

——『史的研究』をめぐる——

宮 本 悟

フランスの家族給付 (Prestations familiales) 制度は、わが国の子育て支援策には見られないような、様々なニーズに対応した諸手当を重層的に備えており、その中軸に家族手当 (Allocations familiales) が位置づけられている。フランス家族手当に関する学術研究は、上村政彦氏による一連の業績をはじめとして、わが国でも一定程度進められてきた。近年では、拙著『フランス家族手当の史的研究—企業内福利から社会保障へ』が公刊されている。この文献をめぐるは若干の論点が指摘されているが、本稿では、1932年「家族手当法」が想定した当初の適用対象に農業労働者は含まれていたか否かという論点を中心に取り上げ、とりわけフランス国内における捉え方を再検討する。

### はじめに

少子化問題や子供の貧困が社会的関心を集める中、所得保障・サービス保障両面における子育て支援策の充実が求められている。所得保障については家族手当（わが国の「児童手当」）が中心テーマとなるであろうが、この分野で参考にされる国の1つにフランスがある。フランスの家族手当に関する学術研究は、早くも1950年代末にこの課題に着目していわばライフワークとして精力的に研究を積み重ねてこられた上村政彦氏による一連の業績をはじめとして、わが国でも一定程度進められてきた。近年では、拙著『フランス家族手当の史的研究—企業内福利から社会保障へ』（御茶の水書房、2017年。以下、『史的研究』）が公刊されている。

本稿は、『史的研究』に関して各方面から指摘された論点のうち、国家制度化が遂行された1932年「家族手当法」の基本認識に関わる論点についてさらに考察を深めることを課題とする。具体的には、同法が想定した当初の適用対象に農業労働者は含まれていたか否かという論点について、とりわけフランス国内における捉え方を再検討していく。

第1章では、本稿の課題に着手する前のいわば予備的考察として、現行のフランス家族給付制度が内包する諸手当の概要を説明する。わが国の子育て支援策には見られないような、様々なニーズに対応した諸手当がフランスでは重層的に整備されており、その中軸に家族手当が位置づけられていることを確認したい。第2章では、わが国におけるフランス家族手当研究の足跡を振り返り、『史的研究』の学術的位置づけを検討する。その上で、第3章にて、『史的研究』に関して提起された主要な論点＝1932年「家族手当法」の適用対象について考察の深化を図る。

## 1. フランス家族給付の重層的な制度体系——予備的考察

社会保障法典 L511-1条には、家族給付制度に内包される諸手当が規定されており、具体的には、①乳幼児受入れ給付（PAJE = Prestation d'accueil du jeune enfant）、②家族手当（AF = Allocations familiales）、③家族補足手当（CF = Complément familial）、④住宅手当（AL = Allocation de logement）、⑤障害児養育手当（AEEH = Allocation d'éducation de l'enfant handicapé）、⑥家族扶養手当（ASF = Allocation de soutien familial）、⑦新学年度手当（ARS = Allocation de rentrée scolaire）、⑧付添い日額手当（AJPP = Allocation journalière de présence parentale）の8種類が重層的に整備されている<sup>1)</sup>。このうち本章では、④住宅手当は割愛し、「子育て（élever ses enfants）」領域に位置づけられる7つの諸手当<sup>2)</sup>についての概要を述べることとする<sup>3)</sup>。

### 1-1 第1子から支給される家族給付

#### (1) 乳幼児受入れ給付（PAJE = Prestation d'accueil du jeune enfant）

乳幼児受入れ給付は、出生ないし養子縁組により新たに児童を迎え入れた家族を対象にその扶養負担を補うための制度であり、合計4つの手当を内包している。

##### ① 出生手当金・養子縁組手当金（Prime à la naissance ; Prime à l'adoption）

出生手当金は産後2カ月目の最終日までに、養子縁組手当金は20歳未満の養子を受け入れ

1) Légifrance (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?cidTexte=LEGITEXT000006073189&idArticle=LEGIARTI000006743192&dateTexte=>; le 23 mars 2019).

2) 家族給付関係の事務作業を担う家族手当金庫が発行する『家族手当金庫の給付ガイド2018年度版（Guide des prestations de la CAF 2018）』では、住宅手当を除く7つの諸手当を「子育て（élever ses enfants）」領域に分類している（CAF (2018), p. 5, p. 18）。

3) 諸手当の制度内容に関する叙述は、CAF (2018)に掲載されている現行制度の解説を参考にしている。但し、同書は各制度の概要説明にとどまっているので、Caf.fr (<http://www.caf.fr/>) および Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/>) の情報により適宜補完している。また、特に断りのない限り、2018年4月1日現在の給付額・所得制限額等を記す。

表 1-1 出生手当金・養子縁組手当金の所得制限 (2017年度所得)

(2018年4月1日現在)

	扶養児童 1 人	扶養児童 2 人	扶養児童 3 人
1 人働き世帯	31,659€	37,991€	45,589€
2 人働き世帯・単親世帯	41,840€	48,172€	55,770€

(注) 扶養児童 4 人目以降の所得制限については、扶養児童が 1 人増えるごとに上限年収が 7,598 ユーロ引き上げられる。

(出所) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/la-prime-a-la-naissance-et-la-prime-a-l-adoption>; le 23 mars 2019) より作成。

る際に、それぞれ家庭状況に応じた一定の所得制限の下 (表 1-1 参照)<sup>4)</sup>、出産ないし養子縁組に伴う支出を補うべく一時金として支給される。

出生手当金の給付額は児童 1 人当たり 941.66 ユーロ (約 12 万 5,241 円)<sup>5)</sup>、養子縁組手当金は児童 1 人当たり 1,883.31 ユーロ (約 25 万 480 円) である<sup>6)</sup>。

## ② 基礎手当 (Allocation de base)

基礎手当は、家庭状況に応じた一定の所得制限の下 (表 1-2 参照)、新たな児童を迎え入れた場合に第 1 子から支給される。支給期間については、出生翌月から満 3 歳になる前月までの間、あるいは 20 歳未満の養子を迎え入れた翌月から原則として 3 年間、とされる。給付額は、所得制限によって満額給付と半額給付の 2 種類に分けられる。満額給付の場合は月額 184.62 ユーロ (約 2 万 4,554 円)、半額給付の場合は 92.31 ユーロ (約 1 万 2,277 円) が支給される。なお、後述する家族補足手当 (CF) との併給は認められない<sup>7)</sup>。

## ③ 保育方法自由選択補足手当 (CMG = Complément de libre choix du mode de garde)

保育方法自由選択補足手当は、職業活動と子育ての両立を図るために、6 歳未満の児童を

4) INSEE によれば、2015 年度の平均年間賃金は 2 万 7,020 ユーロであった (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2012733>; le 23 mars 2019)。出生手当金・養子縁組手当金の所得制限は高めに設定されているので、平均賃金を得ている中間層も受給が可能である。

5) 本稿では便宜的に、日本銀行が公表している裁定外国為替相場 (2018 年 4 月適用分) を利用し、1 ユーロ = 133 円で換算する。裁定外国為替相場については、日本銀行のウェブサイト ([https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame\\_rate/kijun/kiju1804.htm/](https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/kiju1804.htm/)) を参照 (2019 年 3 月 23 日閲覧)。

6) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/la-prime-a-la-naissance-et-la-prime-a-l-adoption>; le 23 mars 2019)。

7) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/l-allocation-de-base>; le 23 mars 2019); Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F31430>; le 23 mars 2019)。

表 1-2 基礎手当の所得制限 (2017年度所得)

(2018年4月1日現在)

		扶養児童 1 人	扶養児童 2 人	扶養児童 3 人
満額 給付	1 人働き世帯	30,388€	35,868€	41,348€
	2 人働き世帯・単親世帯	38,606€	44,086€	49,566€
半額 給付	1 人働き世帯	36,304€	42,851€	49,398€
	2 人働き世帯・単親世帯	46,123€	52,670€	59,217€

(注) 扶養児童 4 人目以降の所得制限については扶養児童が 1 人増えるごとに、満額給付の場合は上限年収 5,480 ユーロ、半額給付の場合は 6,547 ユーロ、それぞれ引き上げられる。

(出所) Caf. fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/l-allocation-de-base>; le 23 mars 2019) より作成。

表 1-3 保育方法自由選択補足手当の給付上限額

(認定保育ママを直接雇用した場合：2017年度所得)

(2019年1月1日現在)

扶養児童数	受給者の年収 (R)		
1 人	$R \leq 20,755€$	$20,755€ < R \leq 46,123€$	$46,123€ < R$
2 人	$R \leq 23,701€$	$23,701€ < R \leq 52,670€$	$52,670€ < R$
3 人	$R \leq 26,647€$	$26,647€ < R \leq 59,217€$	$59,217€ < R$
児童の年齢	給付上限額 (対象児童 1 人当たり：月額)		
3 歳未満	467.41€	294.73€	176.82€
3 歳～6 歳	233.71€	147.38€	88.41€

(出所) Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F345>; le 23 mars 2019) より作成。

認定保育ママ・ベビーシッター・小規模保育所などに預ける場合に給付される。受給要件としては、職業活動の継続が求められる他に、託児方法によって特定の条件が定められている。

例えば、保育ママを直接雇用してその自宅に児童を預ける場合には、被用者である保育ママは県当局の認定を受けている有資格者である必要がある。また、児童 1 人分に支払われる賃金総額は、月額 50.15 ユーロ (約 6,670 円) 以下に抑えなければならない。実際の給付額は選択する保育方法の他に、① 申請者の所得、② 扶養児童数、③ 対象児童の年齢などによって異なるが (表 1-3 参照)、認定保育ママを雇用する場合については、支払われる報酬の最大 85% が給付される。なお、保育ママを雇用する親の側は雇主という立場になるので、社会保険の雇主負担分を拠出する義務が生じるが、その拠出金すべてが補助の対象となる<sup>8)</sup>。

④ 育児分担給付 (PreParE = Prestation partagée d'éducation de l'enfant)

2015年に新設された育児分担給付は、3歳未満の児童を養育するために職業活動を完全休止あるいは一部抑制する場合に、一定の条件の下で給付される。

受給要件の中には老齢年金拠出に関するものも含まれており、例えば扶養児童1人の場合には過去2年間に、2人の場合には過去4年間に、3人以上の場合には過去5年間に、いずれも8四半期分以上の拠出実績が求められる。給付額は労働時間に応じて増減され、職業活動を完全に休止している場合には満額給付の月額396.01ユーロ(約5万2,669円)、所定労働時間の50%以下に抑えた短時間勤務を行っている場合には256.01ユーロ(約3万4,049円)、所定労働時間の50%を超えるものの80%以下に削減した短時間勤務の場合には147.67ユーロ(約1万9,640円)が支給される。また、扶養児童が3人以上であり職業活動を完全休止した場合には、月額647.30ユーロ(約8万6,091円)に増額されるものの支給期間が短くなる育児分担割増給付(PreParE majorée)を選択することも可能である。支給期間は扶養児童数と保護者の状況(両親・単親の別)によって異なっており、やや複雑である。例えば両親が子供1人を養育している場合には、父親・母親それぞれにつき最長6カ月間(子供が1歳に達するまでの1年間)の支給が認められる。同じく子供2人の場合の支給期間は、父親・母親それぞれにつき最長24カ月間(末子が3歳に達するまで)とされる。但し、原則として給付上限額は396.01ユーロ(=1人分の満額)と定められているので(育児分担割増給付の場合を除く)、両親が同時期に職業活動を完全休止して育児分担給付を満額受給することはできない。育児分担割増給付を選択した場合の支給期間は、父親・母親それぞれにつき最長8カ月間(末子が1歳に達するまで)に短縮される。なお、家族補足手当(CF)との併給は認められない<sup>9)</sup>。

(2) 新学年度手当(ARS = Allocation de rentrée scolaire)

新学年度手当は、6歳から18歳の児童が新学年度に必要とする費用を補うために、一定の所得制限の下、原則として新学年度に向けた準備をする8月末に給付される。所得制限は扶養児童数に応じて異なっており、例えば2018年における扶養児童1人の場合の上限所得は2万4,697ユーロ(約328万4,701円)、2人の場合は3万396ユーロ(約404万2,668円)、3人の場合は3万6,095ユーロ(約480万635円)であり、以降扶養児童が1人増えるごとに5,699ユ

---

8) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/le-complement-de-libre-choix-du-mode-de-garde>; le 23 mars 2019) ; Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F345>; le 23 mars 2019).

9) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/la-prestation-partagee-d-education-de-l-enfant-prepare>; le 23 mars 2019) ; Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F32485>; le 23 mars 2019).

一口（約75万7,967円）引き上げられる。一方、給付額については、扶養児童の年齢に応じて3段階に分けられている。2018年の例を示すと、6～10歳には367.73ユーロ（約4万8,908円）、11～14歳には388.02ユーロ（約5万1,607円）、15～18歳には401.47ユーロ（約5万3,396円）が支給された<sup>10)</sup>。

(3) 家族扶養手当 (ASF = Allocation de soutien familial)

家族扶養手当は、親の死亡・認知拒否などにより、一方の親ないし両親からの支援を受けられない20歳未満の子供を育てている場合に、支給される。給付額は、自分の子供を1人で育てている場合には扶養児童1人につき月額115.30ユーロ（約1万5,335円）、実の親からの支援がない子供を受け入れて育てている場合には同153.70ユーロ（約2万442円）となる。支給に際し、所得制限は課されていない<sup>11)</sup>。

(4) 障害児養育手当 (AEEH = Allocation d'éducation de l'enfant handicapé)

障害児養育手当は、20歳未満の障害児を扶養する者に、その教育・介護を支援する手当である。対象となる障害児は、原則として身体機能損失率80%以上の最重度の障害をもつ子供、50～79%の障害があり特別施設へ通っているあるいは特別教育サービスないし居宅介護を利用している子供、とされる。給付額は、基本手当が月額131.81ユーロ（約1万7,531円）であり、それに、対象児童の生活支援を目的とした親の就労抑制状況および第三者の雇用状況・対象児童の障害に関連する支出状況などに基づいて「障害者の権利と自律委員会 (Commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées)」が評価・承認する6等級それぞれの補足手当が加算される。さらに、単親世帯の場合、対象児童の障害程度が2級以上であれば各等級に応じた単親加算が給付される（表1-4参照）。支給期間は、対象児童の健康状態により1～5年間とされるが、障害の改善が見られない場合には期間延長も可

表 1-4 障害児養育手当の給付額

(2018年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基本手当+補足手当	230.68€	399.56€	510.78€	719.09€	882.37€	1,250.39€
基本手当+補足手当 +単親加算	—	453.11€	584.93€	953.88€	1,183.08€	1,691.14€

(出所) Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14809>; le 23 mars 2019).

10) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/enfance-et-jeunesse/l-allocation-de-rentree-scolaire-ars?active=tab1>; le 23 mars 2019).

11) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/solidarite-et-insertion/l-allocation-de-soutien-familial-asf?active=tab1>; le 23 mars 2019).

能である。なお、後述する付添い日額手当 (AJPP) を併給する場合、障害児養育手当は基本手当のみが受給可能である。また、受給に際し所得制限は課されていない<sup>12)</sup>。

(5) 付添い日額手当 (AJPP = Allocation journalière de présence parentale)

付添い日額手当は、深刻な病気・事故・障害などに苦しむ20歳未満の子供に付き添いその世話をするために職業活動を中断せざるを得ない賃金労働者にたいして、欠勤日数に応じて給付される。受給要件としては、付添い休暇 (congé de présence parentale) の取得が求められる。また、子供の容体に関する詳細な診断書の提出も必要である。給付額は、両親が子育てをしている場合で日額43.57ユーロ (約5,795円)、単親世帯の場合で51.77ユーロ (約6,885円) とされる。受給に際して、所得制限は課されていない。但し、対象児童の健康にかかわる費用負担が月額112.00ユーロ (約1万4,896円) を超えた場合に支給される補足手当 (111.44ユーロ = 約1万4,822円) については、一定の所得制限が課されている (表1-5参照)。

付添い日額手当を受給できるのは、月に22回までとされ、さらに3年間で310回が上限とされる (但し、病状によっては更新可能)。また、付添い日額手当は、多くの手当との併給が認められていない。例えば本稿で取り上げている手当との関連では、育児分担保給付 (PreParE)、障害児養育手当 (AEEH) の補足手当・単親加算、失業手当 (Allocations chômage) などの受給者は、付添い日額手当を受けられない<sup>13)</sup>。

表1-5 AJPP 補足手当の所得制限 (2017年度所得)

(2018年4月1日現在)

	扶養児童1人	扶養児童2人	扶養児童3人
1人働き世帯	26,499€	31,799€	38,159€
2人働き世帯・単親世帯	35,020€	40,320€	46,680€

(注) 扶養児童4人目以降の所得制限については、扶養児童が1人増えるごとに上限年収が6,360ユーロ引き上げられる。

(出所) Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F15132>; le 23 mars 2019).

12) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/l-allocation-d-education-de-l-enfant-handicape-aeeh?active=tab1>; le 23 mars 2019); Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14809>; le 23 mars 2019).

13) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/l-allocation-journaliere-de-presence-parentale-ajpp?active=tab1>; le 23 mars 2019); Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F15132>; le 23 mars 2019).

表 1-6 家族手当の給付額

(2019年1月1日現在)

世帯状況		基本給付額	加算 (14歳以上の児童)
扶養児童数	年収 (R)		
2人	$R \leq 68,217\text{€}$	131,16€	+ 65,58€
	$68,217\text{€} < R \leq 90,926\text{€}$	65,58€	+ 32,79€
	$90,926\text{€} < R$	32,79€	+ 16,40€
3人	$R \leq 73,901\text{€}$	299,20€	+ 65,58€
	$73,901\text{€} < R \leq 96,610\text{€}$	149,60€	+ 32,79€
	$96,610\text{€} < R$	74,81€	+ 16,40€

(注) 2019年度分の給付額算定に用いられる所得要件は、2017年度分の手取り年収である。

(出所) Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213>; le 23 mars 2019) より抜粋。

## 1-2 第2子・第3子から支給される家族給付

### (1) 第2子以降を対象とする家族手当 (AF = Allocations familiales)

家族給付の基礎をなす家族手当は、原則として20歳未満の子供2人以上を扶養している者にたいして、給付される。所得制限は課されていないものの、2015年7月からは所得水準に応じて給付額が3段階に分けられている。さらに、扶養児童数および対象児童の年齢も加味して給付額が決まる。また、扶養児童が14歳に達すると、各世帯の所得水準に応じた加算額が支給されるようになる (表 1-6 参照)。支給期間は、原則として対象児童が20歳に達する前まで、とされている<sup>14)</sup>。

### (2) 第3子以降を対象とする家族補足手当 (CF = Complément familial)

家族補足手当は、多子世帯の生活支援を行うために3歳以上21歳未満の児童を3人以上扶養する者にたいして、一定の所得制限の下、扶養児童数と所得状況に応じて月額256.09ユーロ (約3万4,060円) ないし月額170.71ユーロ (約2万2,704円) が給付される (表 1-7 参照)<sup>15)</sup>。

14) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/les-allocations-familiales-af?active=tab1>; le 23 mars 2019) ; Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213>; le 23 mars 2019)。

15) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/enfance-et-jeunesse/le-complement-familialcf?active=tab1>; le 23 mars 2019) ; Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13214>; le 23 mars 2019)。



表 1-7 家族補足手当の給付額と所得制限

(2019年1月1日現在)

給付額	世帯類型	扶養児童数別の所得制限 (R = 年収)	
		3人	4人
256.09€	1人働き世帯	$R \leq 19,081€$	$R \leq 22,261€$
	2人働き世帯・ 単親世帯	$R \leq 23,341€$	$R \leq 26,521€$
170.71€	1人働き世帯	$19,081€ < R \leq 38,159€$	$22,261€ < R \leq 44,519€$
	2人働き世帯・ 単親世帯	$23,341€ < R \leq 46,680€$	$26,521€ < R \leq 53,040€$

(注) 2019年度分の給付額算定に用いられる所得要件は、2017年度分の手取り年収である。

(出所) Caf.fr (<http://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/enfance-et-jeunesse/le-complement-familialcf?active=tab1>; le 23 mars 2019) より作成。

以上のように、フランスの家族給付制度は様々な手当を重層的に備えており、一部の例外はあるものの、基本的に各世帯のニーズに応じて複数の手当を併給できる体制を整えている。既述のとおり、社会保障法典 L511-1条に列挙されているものだけでも現行の家族給付制度は8種類の手当が含まれているが、このうち歴史的に最も早くに国家制度化されたのは家族手当である。歴史的視点から捉えるならば、フランス家族給付制度は家族手当を軸として形成されてきたと言える。

## 2. わが国におけるフランス家族手当研究——主要な成果

フランスの家族手当に関する研究は、わが国では、一部の研究者によって精力的に進められてきた。例えば、B. S. ラウントリー (Benjamim Seebohm ROWNTREE) の古典的名著 *Poverty: a study of town life*<sup>16)</sup> の翻訳でも知られる長沼弘毅氏は、戦後まもなく『各国家族手当制度論』(ダイヤモンド社, 1948年)を著し、家族手当を国家制度化している主要国の1つとしてフランスの事例を紹介した。大塩まゆみ氏は、著書『家族手当の研究』(法律文化社, 1996年)にて家族手当の理論と歴史を考察しており、とりわけ家族手当形成過程に関する外国研究としてはイギリスとともにフランスを取り上げた。神尾真知子氏は、「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由—」(『海外社会保障研究』第160号, 2007年)にて、

16) ROWNTREE, Benjamim Seebohm (1901), *Poverty: a study of town life*, London: Macmillan (B. S. ラウントリー著, 長沼弘毅訳 (1975) 『貧乏研究』千城).

フランスの子育てに関する所得保障およびサービス保障の制度内容・利用実態を詳細にわたって論じた。深澤敦氏は、「フランスにおける家族手当制度の形成と展開—第一次世界大戦後のバリ地域補償金庫を中心として—(上)」(『立命館産業社会論集』第43巻4号, 2008年)をはじめとする一連の関連著作において、フランスの家族政策・家族手当制度に関する歴史研究に取り組んだ。福島都茂子氏は、著書『フランスにおける家族政策の起源と発展』(法律文化社, 2015年)において、1902年から1958年までのフランス家族政策の歴史について、とりわけその「連続性」に着目して考察した。

こうした研究が学界にもたらした影響は大きいものの、フランス家族手当に関するわが国の研究蓄積に最大の貢献を果たした研究者の一人として、上村政彦氏の名を挙げないわけにはいかない。上村氏は、九州大学大学院に在籍していた当時から、半世紀近くにわたりいわばライフワークとしてフランス家族手当研究に取り組み、法学的アプローチにより膨大な研究業績を積み上げてこられた。なかでも、大学院生時代の論考である「フランスにおける家族手当立法」(『九大法学』第6号, 1959年)は当時まだ社会的関心が希薄であったフランス家族手当を本格的に取り上げた先駆的な研究成果であり、健康保険組合連合会の研究員時代に発表した「フランス家族手当法の生成と発展」(健康保険組合連合会『国際社会保障研究』第10号, 1973年)はこの分野の歴史研究を法学的視点から深めた優れた業績であるといえよう。

『史的研究』は、上村氏が法学的アプローチによってフランス家族手当研究を進められたのにたいして、その膨大な研究業績を批判的に摂取しつつ、社会政策学分野で築かれた政策論的アプローチによってフランス家族手当の歴史的展開を究明しようと試みた書である。具体的な課題としては、① 労使の社会的対抗関係を重視するという視点からフランス家族手当制度の生成・展開に関する史のプロセスの解明を試みること、② 家族手当の財源調達の在り方を考察すること、③ 19世紀後半から20世紀末までの時期を研究対象として今日的問題を見据えた体系的な歴史研究に取り組むこと、の3点が掲げられた。その萌芽期から1世紀半近くに及ぶ期間についてフランス家族手当の生成・展開過程をあとづけた同書は、これまでにわが国で積み重ねられてきたこの分野の研究における1つの到達点と言えよう。

### 3. 『史的研究』の評価と論点

『史的研究』をめぐっては、学会・研究会などで取り上げられ、若干の論点が示されてきた<sup>17)</sup>。具体的な主要論点としては、① 1932年3月11日の「家族手当法」(以下、1932年「家

---

17) 『史的研究』は、① 2018年9月15日に北海学園大学にて開催された社会政策学会第137回大会の書評分科会(評者:大塩まゆみ氏)、② 2019年2月23日に東洋大学浦水会館にて開催された東洋大

族手当法」とよぶ)の適用対象, ②1938年諸デクレにたいする評価, ③1978年の家族給付受給要件緩和にたいする評価(職業活動要件の撤廃), ④住宅手当の重要性, などが提起された。本章では, これらのうち重要と思われる①について所見を述べていくこととするが, その前に, まずは社会政策学会第137回大会の書評分科会(以下, 社会政策学会)において肯定的に評価された点を紹介する。

### 3-1 肯定的評価

評者を務められた大塩まゆみ氏は, 社会政策学会では『史的研究』の複数の意義・評価点を言明していたが, その半年後に刊行された学会誌『社会政策』ではそれを4点にまとめている。その概要を記しておこう。

①「長年, 人口問題をかかえるフランスの家族手当を1860年代の創設期から1999年までの長期にわたり, 通史的に明らかに」している。

②わが国における先行研究では, フランスで「最初に家族手当補償金庫が創設された事例のうち, グルノーブルについて紹介されることが多かった。同時期に他地域でも」創設された同様の金庫のうち, 「詳しく究明されてこなかったロリアンについての実態が明らかにされた」。

③「複雑怪奇」なフランス家族手当に関する「法案や政策立案や諸改革について, 議会での審議や議員の活躍も明らかにされ, 複雑なプロセスが極めて明快に分析されている」。

④「家族手当の支給を企業内福利として実施する行動を雇用主におこさせたのは, 労働者達の要求であり, 労働者側の要求があつてこそ雇用主側の譲歩が引き出せたという視点を論証した」<sup>18)</sup>。

### 3-2 提示された論点——1932年「家族手当法」の適用対象

学会・研究会などで『史的研究』が考察対象として取り上げられた際に, 上述のように若干の論点が提示されてきたが, その主要なものの1つは1932年「家族手当法」の適用対象に関する問題である。

---

学人間科学総合研究所の公開研究会, などで取り上げられた。なお, 本稿で検討する4つの論点は, いずれも①の席上で深澤敦氏から指摘されたものである。拙著に着目された学会・研究会関係者にたいして謝意を示すとともに, とりわけ拙著を綿密かつ客観的に検討された大塩氏と, 異なる視点から率直な見解を述べられた深澤氏には, 深謝の意を表したい。

18) 大塩まゆみ(2019), 142ページ。なお書評分科会の席上では, 大塩氏は5点目として, 「全体的に文章がとてもわかりやすく, 簡潔に整理されていて, とても読みやすかった」との感想も加えていた。

『史的研究』では、フランスの家族手当を国家制度化した1932年「家族手当法」の特徴の1つとして、「対象を農業労働者以外の賃金労働者に限定したこと」<sup>19)</sup>が指摘されている。すなわち、1929年7月25日にポワンカレ内閣が国会へ提出した法案の段階で、「家族手当の段階的な一般化」<sup>20)</sup>の方針が盛り込まれており、「この政府原案の適用対象は工業・商業・自由業 (professions libérales) に限定されることとし、農業労働者の家族手当については将来他の法規がこれを取り扱い、奉公人は対象から除外される、というものであった」<sup>21)</sup>。農業界での家族手当支給を将来の課題とするこの方針は1932年「家族手当法」に受け継がれた、と述べている<sup>22)</sup>。

この点について、社会政策学会ではフロアから異論が出され、1932年「家族手当法」には適用対象に農業労働者も含める旨が明記されているとの見解が示された。1932年「家族手当法」の適用対象に農業労働者が含まれていたか否か、が論点として示されたのである。

#### (1) 1932年「家族手当法」の規定

1932年「家族手当法」は、わずか10カ条から成っており、その第1条には、新たな第V節「家族手当」を労働法典の第I編第三章に挿入し、もともとの第V節および第VI節をそれぞれ第VI節・第VII節に変更する旨が規定されている。適用対象との関係で重要なのは、第2条である。

第2条では、「新たな第V節には、下記の第74条 a 項から第74条 k 項までが含まれる」と規定され、労働法典に挿入される新たな第74条各項の条文が記されている。ここでは、同条の a 項と j 項に着目する。

第74条 a 項では、「工業・商業・農業ないし自由業において年齢・性別を問わず現業労働者ないし非現業労働者をいつも雇っているすべての雇主 (tout employeur occupant habituellement des ouvriers ou des employés, de quelque âge et de quelque sexe que ce soit, dans une profession industrielle, commerciale, agricole ou libérale)」〔傍点は筆者、以下同〕にたいして、本法が定める条件の下での「家族手当支給にともなって生じる負担を相互に分担する目的で雇主たちの間で設立される家族手当補償金庫ないし労働省認可のその他組織 (une caisse de compensation ou à toute autre institution agréée par le ministre du travail, constituée entre employeurs en vue de répartir entre eux les charges résultant des allocations familiales)」に加入することが義務づけられた。

第74条 j 項では、第74条 a 項で挙げられた4業種のうち、もっぱら農業分野に関する将来

19) 宮本悟 (2017), 50ページ。

20) 宮本悟 (2017), 45ページ。

21) 宮本悟 (2017), 45ページ。

22) 宮本悟 (2017), 46ページ。

的な取り扱いが次のように定められた。すなわち、「本節（労働法典の新たな第V節「家族手当」——引用者）の諸規定は、労働省および農務省からの提言に基づき、農業会議所の助言を経て下される行政命令<sup>23)</sup>によって決められることになる諸条件の中で、農業経営体に適用されることになる（Les dispositions du présent chapitre *seront* appliquées aux exploitations agricoles dans les conditions qui *seront* déterminées par un règlement d'administration publique rendu après consultation des chambres d'agriculture, sur la proposition du ministre du travail et du ministre de l'agriculture.）」と、将来を見据えた条文が盛り込まれたのであった<sup>24)</sup>。

第74条 a 項と同条 j 項の関係をどのように捉えるかが、1932年「家族手当法」における適用対象の理解に影響を与えるであろう。1932年「家族手当法」の適用対象について当のフランスではどのように理解されているのか、若干の研究者の諸見解を検討してみよう。

## (2) フランス人研究者の見解

この学問分野における古典的名著とも言える『フランスにおける家族手当の歴史 (Histoire des prestations familiales en France)』を著したドミニク・セカルディ (Dominique CECCALDI) は、1932年「家族手当法」の適用対象について次のような主張を展開している。すなわち、「農業に関しては、1932年法（1932年「家族手当法」——引用者）の立法者は、〔同法の適用対象を農業部門に拡大する〕問題の解決を行政命令に委ねつつ、夢としてではなく、近い将来に実現できるようにしたいとの願望を表明していた (Quant à l'agriculture le législateur de 1932, en renvoyant la solution du problème à un règlement d'administration publique, avait exprimé un désir sans se faire d'illusions sur les possibilités de réalisation prochaine.)」<sup>25)</sup> と述べている。D. セカルディの見解によれば、農業部門は1932年「家族手当法」の適用対象になる可能性があったことを示唆してはいるが、それは行政命令 (règlement d'administration publique) 発令後の将来的な見通しとしての言及であった。

家族政策・都市問題・貧困問題など幅広い研究で著名な社会学者ミシェル・メスユ (Michel MESSU) は、『家族政策—出生奨励主義から連帯へ (Les politiques familiales: du natalisme à la solidarité)』の中で、1932年「家族手当法」に関して次のような解説を加えている。すなわち、「なおも留保されるケースであった農業部門は除いて、雇主たちに〔家族手当〕補償金庫への加入を義務化しつつ、1932年法は、それ以前に講じられてきた対策を強

23) 行政命令 (règlement d'administration publique) については、寺洋平 (2004), 43-48ページを参照。

24) Ministère du Travail ([https://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/Loi\\_du\\_11\\_mars\\_1932.pdf](https://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/Loi_du_11_mars_1932.pdf): le 19 mars 2019).

25) CECCALDI, Dominique (1957), p. 52.

化した (En faisant obligation aux employeurs de s'affilier à une Caisse de compensation, à l'exception de ceux du secteur agricole dont le cas était encore réservé, la loi 1932 renforce le dispositif qui avait été mis en place antérieurement)<sup>26)</sup>, と説明している。M. メスュは、1932年「家族手当法」の適用対象に農業部門は含まれていなかった、と認識しているのである。

社会政策分野を専門とする研究者でパリ第12大学の名誉教授であるマルク・ドゥ・モンタランベール Marc de MONTALEMBERT) は、編著『フランスの社会保護 (*La protection sociale en France*)』(第6版)に「家族政策」と題する自らの論考を収めている。その中で、フランス家族政策の歴史と現状を論じており、1932年「家族手当法」に言及している。すなわち、「個人的なイニシアチブにより若干の賃金労働者はすでに家族の扶養負担にたいする賃金の補足を享受していたものの、1932年3月11日のランドリー法は、商工業部門における勤労報酬に付加する家族扶養手当の支給を強制化した (Alors que, du fait d'initiatives privées, certains salariés bénéficiaient déjà d'un complément de salaire pour charges de famille, la loi Landry du 11 mars 1932 rend obligatoire le versement du sursalaire familial, destiné à s'ajouter à la rémunération du travail dans le secteur du commerce et de l'industrie.)<sup>27)</sup>, と解説している。M. ドゥ・モンタランベールの場合には、1932年「家族手当法」の適用対象に関して農業部門への言及は一切なされていない。

このように、家族手当の歴史に造詣の深い3人のフランス人研究者はいずれも、1932年「家族手当法」制定時の当面の適用対象に農業労働者は含まれていなかった、との認識で一致していると言えよう<sup>28)</sup>。それでは、フランス政府は1932年「家族手当法」の適用対象をどのように捉えているのであろうか。

### (3) フランス政府の見解

フランス政府事務総長 (secrétaire général du gouvernement) の管轄下に置かれている法律・行政広報局 (Direction de l'information légale et administrative) は、法令を国民に周知させたり、行政情報を広報したり、出版物を公刊したりするなど、様々な役割を担っている<sup>29)</sup>。法律・行政広報局は、その広報活動の一環としてウェブサイト《vie-publique.fr》の

---

26) MESSU, Michel (1992), p. 58.

27) MONTALEMBERT, Marc de (2013), p. 259.

28) なお、国内の研究者では、福島都茂子氏が1932年「家族手当法」の適用対象を的確に捉えている。すなわち、1932年「家族手当法」の「内容は、工業・商業・農業・自由業の雇用主に（農業は将来の適用とされた）産業別・地域別の家族手当均衡金庫への加入と、労働者数に応じた割当金の拠出を義務づけ」と解説し、当面の適用対象に農業部門は含まれていなかった旨の指摘をしている（福島都茂子（2015）、147-151ページ）。

運営も行っており、その中に「年表—1932年以降の家族政策」が掲載されている。この情報は、フランス政府の公式見解と理解できよう。

われわれが問題としている1932年「家族手当法」については、次のような解説が付されている。すなわち、「[1932年] 3月11日のランドリー法は、家族扶養手当の原則を、2人以上の子供がいるすべての商工業賃金労働者のために一般化した。雇主が〔家族手当〕補償金庫に加入することは、義務化された。〔家族〕手当の額は、職種や県によってまちまちになることが認められていた。国家の介入は、なおも限定的であった（県最低給付額の設定、各〔家族手当補償〕金庫にたいする内閣承認の手続き）。(La loi Landry du 11 mars généralise le principe des sursalaires familiaux pour tous les salariés de l'industrie et du commerce ayant au moins deux enfants. L'adhésion des employeurs à une caisse de compensation devient obligatoire. Le montant des allocations peut varier selon les catégories professionnelles et d'un département à l'autre. L'intervention de l'État est encore limitée (fixation d'un taux minimum départemental, procédure d'agrément ministériel pour chacune des caisses).)」, との説明がなされている。フランス政府の公式見解においても、1932年「家族手当法」の適用対象は「商工業賃金労働者」と理解されており、政府見解でも農業部門は対象に含まれていないのである。

以上のように、フランスの研究者たちは1932年「家族手当法」の当面の適用対象を商工業労働者と狭く捉える傾向にあり、フランスの政府見解も同様である。しかしながら、1932年「家族手当法」の条文をより正確に読み込めば、農業界の家族手当については将来的な対応を見据えつつその当面の適用対象を農業労働者以外の賃金労働者に限定していた<sup>30)</sup>、と言えよう。やはり、農業界での家族手当支給は将来の課題とされたのであった。

#### むすびに代えて

『史的研究』をめぐって提示されてきた主要論点のうち、①1932年「家族手当法」の適用対象については第3章で検討してきた。本稿を締めくくるにあたって、その他の主要論点にたいする見解を簡単に記すことで、むすびに代えたい。

---

29) Direction de l'information légale et administrative (<https://www.dila.premier-ministre.gouv.fr/institution/presentation/qui-sommes-nous> : le 21 mars 2019).

30) 1932年「家族手当法」の対象について、農業部門は実質的に「後回し」となり、対応を進めて行く中で農業経営者の苦境が明らかになり、家族手当の支給対象が賃金労働者の枠を越える画期的な政策対応につながった。農業界へ家族手当制度を拡大していく取り組みについては、宮本悟(2017), 51ページを参照。

② 1938年諸デクレにたいする評価については、1939年制定の家族法典との関係で異論が出された。『史的研究』が、「フランス家族手当制度の生成と展開のなかに占める家族法典の重要性は、1938年に制定されたデクレ＝ロワ（特に6月14日と11月12日のデクレ＝ロワ）のそれには及ばない」<sup>31)</sup>と主張している点が批判されたのであった。特に論点として取り上げられたのは、1938年11月12日デクレ＝ロワが制度化した専業主婦手当金（prime de la mère au foyer）の加算についてである。家族手当に加算されるこの手当金よりも、家族法典の下で家族手当とは別に新設された専業主婦手当（allocation de la mère au foyer）の方が重要と評する見解が示されたのであった。しかしながら、受給者の立場からすると、本来の手当に加算される手当金か、本来の手当から独立した別の手当かは、まさに形式論に過ぎない。ここでは、専業主婦手当金の加算の有無は各家族手当補償金庫の判断に委ねられていた不統一な状態を是正するべく、「母親が職業活動に従事していない場合および母親が賃金労働者であっても主に子供の養育にあたっていて所得が低い場合には、家族手当に専業主婦手当金を加算して支給すること」を各金庫に国家制度として義務づけた<sup>32)</sup>、という1938年11月12日デクレ＝ロワの実質面を改めて評価しておく。

③ 1978年に実施された家族給付の受給要件緩和については、『史的研究』で言及されていない点が批判された。家族給付を受給する際に職業活動要件が求められなくなった1978年改革（1975年7月4日法の施行<sup>33)</sup>）に『史的研究』が触れていない点が問題視されたのであるが、これは適用対象の一般化を念頭に置いた指摘であろう。この1978年改革については、すでに多くの邦語文献で紹介されており<sup>34)</sup>、その重要性を否定するものではない。しかしながら、『史的研究』が労使の社会的対抗関係を重視する分析視角を採っていることや、「いわば年表のごとく通史的に時代の流れを平板に追うのではなく、家族手当をめぐる動きの主要な舞台を歴史的につないでいくことを重視」する方針を掲げていることから、家族手当の適用対象拡大に関しては、農業界において部分的にはあるものの「家族手当の対象が労働者の枠を越えて雇主にまで拡大」することとなった1938年6月14日デクレ＝ロワの重要性を再度強調しておく。

④ 住宅手当の重要性については、『史的研究』では殆ど触れられていない点が問題、との指摘を受けた。フランスの住宅手当が、国民ニーズの面でも予算規模の面でも家族給付の中で重要な位置を占めている事実は、もちろん首肯できる。しかしながら、重要であるがため

---

31) 宮本悟（2017）、64ページ。なお、拙著の他に、1938年11月12日デクレ＝ロワの重要性を強調している邦語文献としては、福島都茂子（2015）がある。

32) 宮本悟（2017）、60-61ページ。

33) Messu, Michel (1992), p. 97.

34) 例えば、神尾真知子（2007）、55ページ。



に、家族手当を中心テーマに据えた『史的研究』においてフランス住宅手当の本格的な歴史研究にも併せて取り組んでいたら、論旨が錯綜していたと思われる。フランス住宅手当の史的研究に取り組むのは、将来の課題としておきたい。

付記 本稿は、JSPS 科研費 JP17K04249の助成を受けて進められた研究成果の一部である。

#### 参考文献

- 上村政彦 (1959) 「フランスにおける家族手当立法」(『九大法学』第6号)。  
—— (1973) 「フランス家族手当法の生成と発展」(健康保険組合連合会『国際社会保障研究』第10号)。  
大塩まゆみ (1996) 『家族手当の研究』(法律文化社)。  
—— (2019) 「(書評) 宮本悟著『フランス家族手当の史的研究：企業内福利から社会保障へ』御茶の水書房, 2017年」(社会政策学会誌『社会政策』第10巻3号)。  
神尾真知子 (2007) 「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由—」(『海外社会保障研究』第160号)。  
寺洋平 (2004) 「フランスにおける「命令(制定権)」の觀念の形成(2・完)—命令(制定権)の歴史的展開と公法学説—」(『茨城大学人文学部紀要 社会科学論集』第40号)。  
長沼弘毅 (1948) 『各國家族手当制度論』(ダイヤモンド社)。  
深澤敦 (2008) 「フランスにおける家族手当制度の形成と展開—第一次世界大戦後のパリ地域補償金庫を中心として—(上)」(『立命館産業社会論集』第43巻4号)。  
福島都茂子 (2015) 『フランスにおける家族政策の起源と発展』(法律文化社)。  
宮本悟 (2017) 『フランス家族手当の史的研究—企業内福利から社会保障へ』御茶の水書房。  
CAF (2018), *Guide des prestations de la CAF 2018*.  
CECCALDI, Dominique (1957), *Histoire des prestations familiales en France*, Edition de l'Union Nationale des Caisses d'Allocations Familiales.  
LECLERC, Pierre (1996), *La sécurité sociale, son histoire à travers les textes : Tome II, 1870-1945*, Comité d'histoire de la sécurité sociale.  
MESSU, Michel (1992), *Les politiques familiales: du natalisme à la solidarité*, Éditions Ouvrières.  
MONTALEMBERT, Marc de (2013), *La protection sociale en France (6<sup>e</sup> édition)*, La Documentation française.  
日本銀行ウェブサイト (<https://www.boj.or.jp/>)。  
Caf.fr (<http://www.caf.fr/>)。  
INSEE (<https://www.insee.fr/>)。  
Légifrance (<https://www.legifrance.gouv.fr/>)。  
Ministère du Travail (<https://travail-emploi.gouv.fr/>)。  
Service-public.fr (<https://www.service-public.fr/>)。